

弔慰の支出基準

区分		対象者
自治功労者		本人
		配偶者・一親等
議会議員	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
行政委員会等の委員	現職	本人
		配偶者・一親等
理事者	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
職員	現職	本人
		配偶者・一親等
	元職	本人
一般職非常勤嘱託職員	現職	本人

備考

- 1 「配偶者・一親等」とは、配偶者、子、実父母、養父母及び同居姻族の父母をいう。
- 2 「行政委員会等の委員」とは、議会議員を除く非常勤特別職の委員等をいう（町長の推薦を受け、国・府から任命等された者を含む。）。
- 3 「一般職非常勤嘱託職員」とは、勤続1年以上の者をいう。
- 4 「元職」は、町内に居住している者とする。ただし、元職員にあつては、町内に居住し、かつ、勤続20年以上であった者をいう。